

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホクジツン キタノガクエン 学校法人 北野学園								
フリガナ大学の名称	ウエダ タキガク ガク 上田短期大学 (Ueda junior College)								
大学本部の位置	長野県上田市下之郷乙620								
大学の目的	上田短期大学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って大学教育を行い、豊かな教養と深い専門知識を具えた人格の育成を目的とする。								
新設学部等の目的	近年の入学志願状況を鑑み、幼児教育学科及び総合文化学科の定員を変更するものである。 幼児教育学科【入学定員減】 100 → 65 (△35) 総合文化学科【入学定員減】 80 → 75 (△5)								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	幼児教育学科 【Department of Preschool Education and Care Learnings】	2年	65 (100)	— 年次人	130 (200)	短期大学士 (教育学)	令和8年4月 第1年次	長野県上田市下之郷 乙620	
	総合文化学科 【Department of Interdisciplinary Learnings】	2	75 (80)	—	150 (160)	短期大学士 (文化学)	令和8年4月 第1年次	同上	
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	幼児教育学科	3 (3)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	15 (15)
		総合文化学科	3 (3)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	17 (17)
		計	6 (6)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	32 (32)
	既設	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合計		6 (6)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		10 (10)	4 (4)	14 (14)				
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	1 (1)	2 (2)				
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	3 (3)	3 (3)				
	計		11 (11)	8 (8)	19 (19)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	12,706 m ²	0 m ²	0 m ²	12,706 m ²				
	運 動 場 用 地	6,908 m ²	0 m ²	0 m ²	6,908 m ²				
	小 計	19,614 m ²	0 m ²	0 m ²	19,614 m ²				
	そ の 他	44,282 m ²	0 m ²	0 m ²	44,282 m ²				
	合 計	63,896 m ²	0 m ²	0 m ²	63,896 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
		6,479 m ² (6,542 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	6,479 m ² (6,542 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数	室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕	〔 〕	〔 〕	()	()	()		
		(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	()	()	()		
	計	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	()	()	()		
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		m ²							
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m ²							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等		250千円	250千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		共同研究費等		0千円	0千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		図書購入費		2,000千円	2,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円
	設備購入費		2,000千円	2,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	990千円	990千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入 等						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	上田短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	幼児教育学科	2	100	－	200	短期大学士 (教育学)	50.50	平成14年	長野県上田市 下之郷乙620
総合文化学科	2	80	－	160	短期大学士 (文化学)	75.62	平成16年		
附属施設の概要		該当なし							

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」, 「新設学部等の目的」, 「新設学部等の概要」, 「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については, 共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は, 「教育課程」, 「教室等」, 「専任教員研究室」, 「図書・設備」, 「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は, 「教育課程」, 「校地等」, 「校舎」, 「教室等」, 「専任教員研究室」, 「図書・設備」, 「図書館」, 「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には, 実技も含むこと。
- 6 空欄には, 「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人北野学園 設置認可等に係る組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
上田短期大学				上田短期大学				
幼児教育学科	100	-	200	幼児教育学科	<u>65</u>	-	<u>130</u>	定員変更 (△35)
総合文化学科	80	-	160	総合文化学科	<u>75</u>	-	<u>150</u>	定員変更 (△5)
計	180	-	360	計	140	-	280	

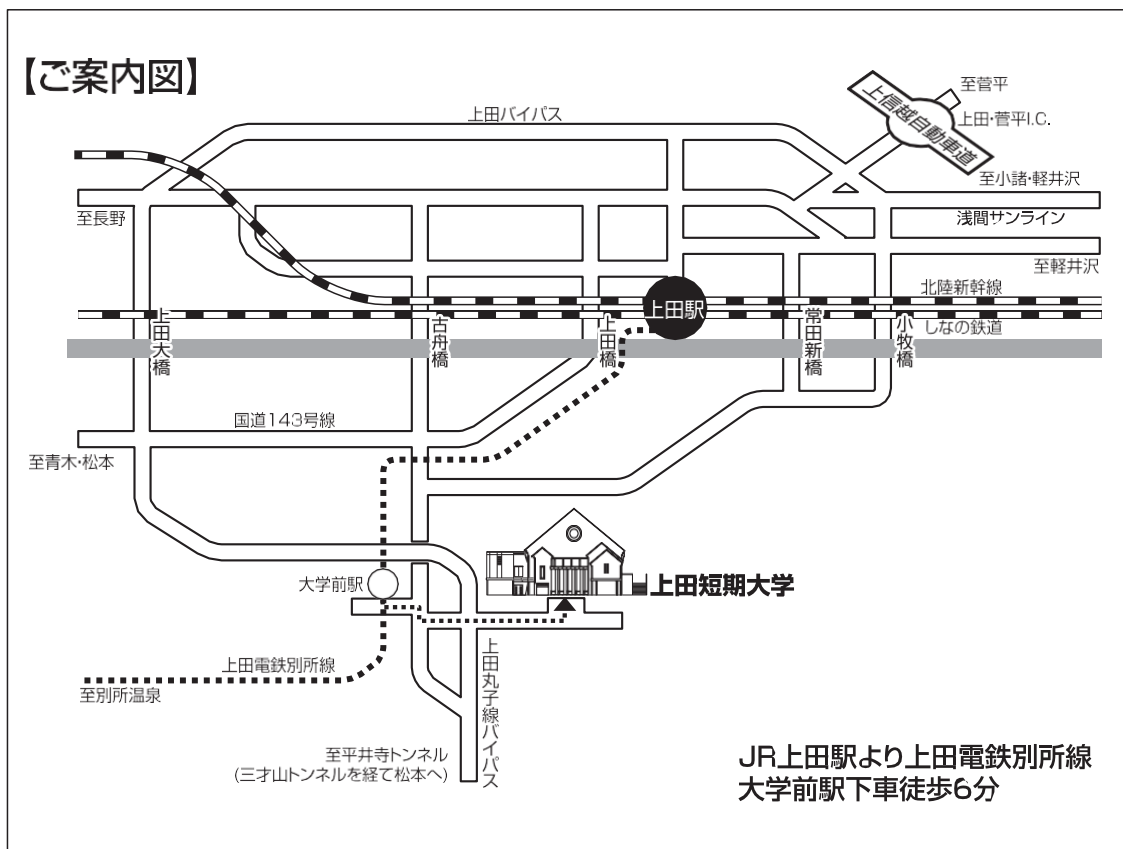
校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面

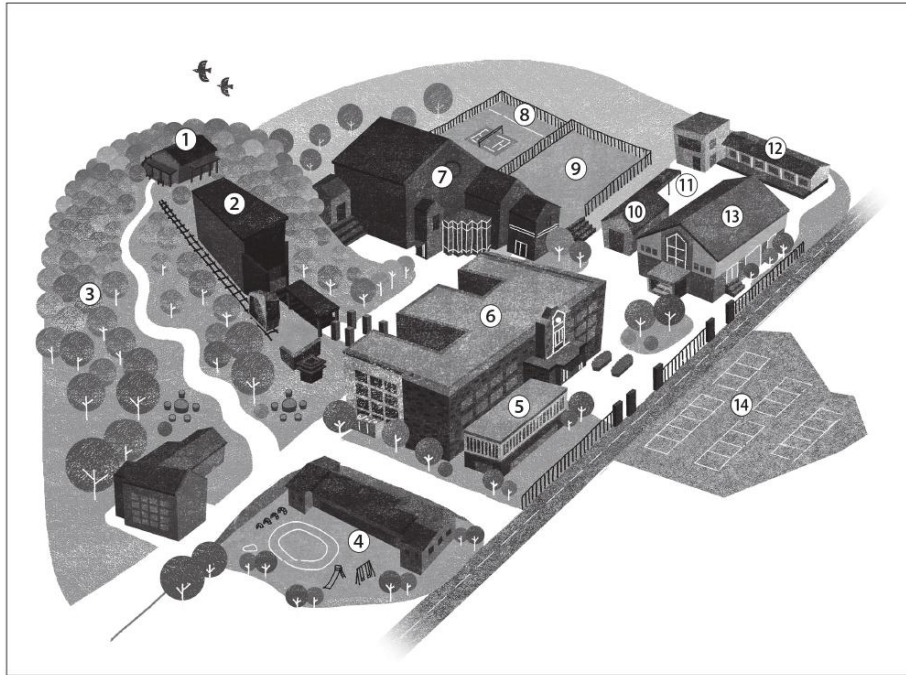


(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

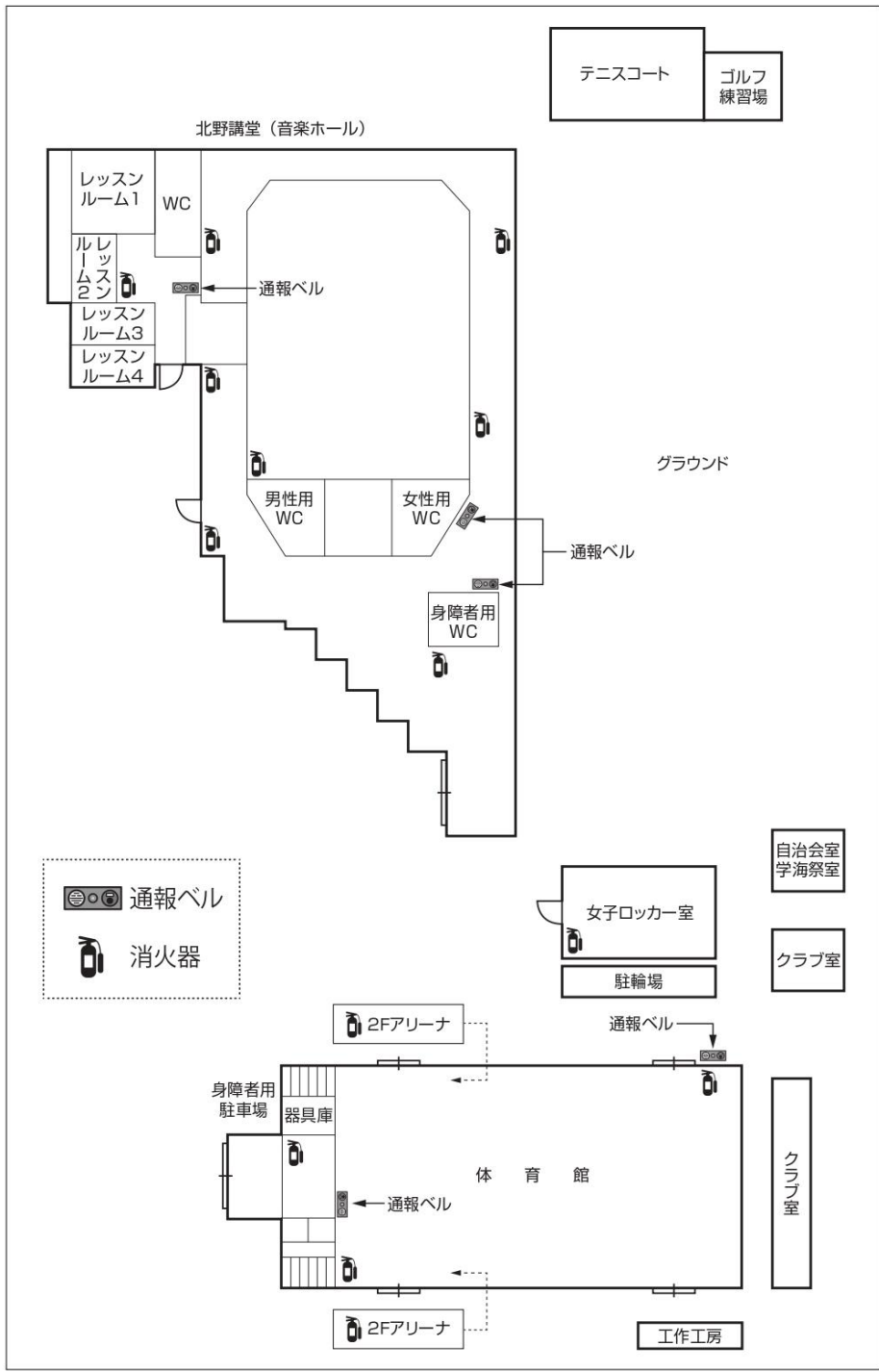
●アクセス



キャンパスマップ

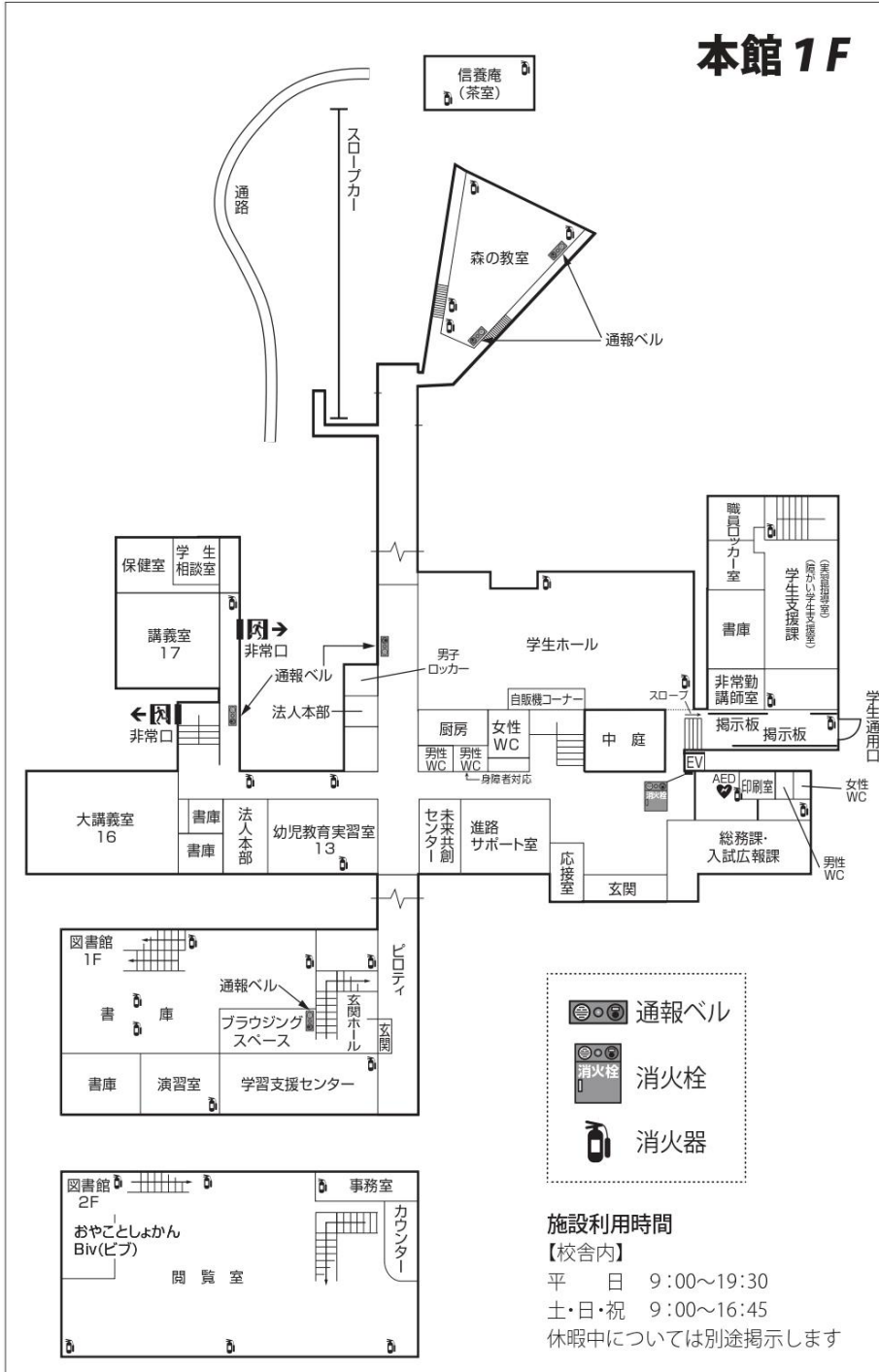


- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ① 茶室「 <small>しんようあん</small> 信養庵」 | ⑧ テニスコート・
ゴルフ練習場 |
| ② 森の教室 | ⑨ グラウンド |
| ③ 裏山 | ⑩ 女子ロッカー室 |
| ④ 附属幼稚園 | ⑪ 駐輪場 |
| ⑤ 附属図書館 | ⑫ クラブ室棟 |
| ⑥ 本館 | ⑬ 体育館 |
| ⑦ 北野講堂 | ⑭ 学生駐車場 |

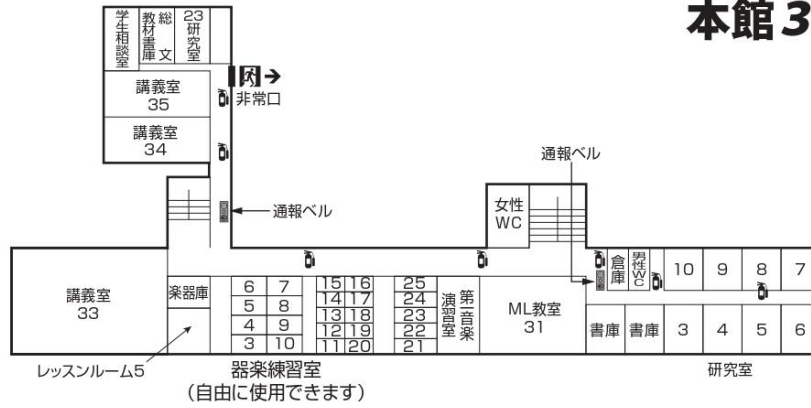


校地校舎図面-4

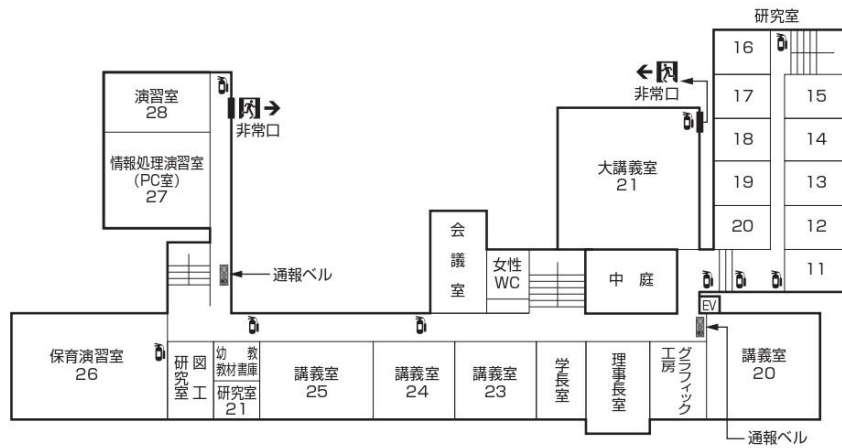
本館 1F



本館3F



本館2F



(3F 研究室)

- 3：千葉准教授
- 4：今井講師
- 5：関 准教授
- 6：小出講師
- 7：MLTA ルーム
- 8：
- 9：市東教授
- 10：多田教授
- 23：林 講師

(2F 研究室)

- 11：学術研究所
(コワーキングスペース)
- 12：大塚准教授
- 13：柿本准教授
- 14：岡村講師
- 15：増田教授
- 16：教材書庫
- 17：長田教授
- 18：玉岡講師

- 19：遠田准教授
- 20：大橋教授
- 21：
- 図工：吉澤准教授

上田短期大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 学科、学生定員及び修業年限（第4条～第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）
- 第4章 入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍（第9条～第20条）
- 第5章 教育課程（第21条～第26条）
- 第6章 卒業等（第27条～第34条）
- 第7章 学生納付金及びその他の費用（第35条～第40条）
- 第8章 職員組織（第41条）
- 第9章 教授会（第42条）
- 第10章 帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生（第43条～第44条）
- 第11章 長期履修学生（第45条）
- 第12章 科目等履修生及び研究生（第46条～第47条）
- 第13章 賞罰（第48条～第49条）
- 第14章 図書館（第50条）
- 第15章 学術研究所（第51条）
- 第16章 研究・教育施設（第52条）
- 第17章 厚生・補導施設（第53条）
- 第18章 特待生（第54条）
- 第19章 公開講座（第55条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って大学教育を行ない、豊かな教養と深い専門知識を具えた人格の育成を目的とする。
- 2 幼児教育学科は、幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的とする。
 - 3 総合文化学科は、地域社会及び職場において有用な人格の育成を目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本学は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
 - 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

(学科)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育学科	65名	130名
総合文化学科	75名	150名

(修業年限及び在学年限)

- 第5条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。
ただし、第45条に定める長期履修学生については、6年を超えてはならない。
 - 3 第45条に定める長期履修学生以外の学生が、在学年限を超えて在学を希望した場合、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、第45条の規程を適用する

ことができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を前学期と後学期の2学期に分ける。

2 学期の始期と終期は原則として次のようにする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、教育上必要がある場合、前項の前学期の終期と後学期の始期を当該学年の開
始前に変更することができる。

4 前項の規定により前学期の終期と後学期の始期を変更した場合、当該学年の学生便
覧に変更後の前学期の終期と後学期の始期を示すものとする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月2日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

期末休暇

2 前項の春季・夏季・冬季休業日および期末休暇の期間は、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更することができる。また、第
1項の休業日以外に、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項及び第3項の休業日に実習、授業を行うことがある。

第4章 入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の初めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、定員の枠内で学期の区分に従い入学することができる。

(入学することができる者)

第 10 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみとめた者で、18 歳に達した者

(入学志願手続)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者選抜試験)

第 12 条 前条の入学志願者について選抜のための試験を行い、教授会の審議を経て学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者に対する選抜のための試験については、別に定める。

(入学手続)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

(保護者および保証人)

- 2 学生の在学中一切の連帯保証の責をもつ者として、前項の所定の書類を提出する際に、保証人を届け出ること。
- 3 前項の保証人は、原則として入学者の保護者とし、学生の在学中の一切につき、連帯保証の責に任ずる者でなければならない。
- 4 保証人が、死亡、転居、その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長にこれを届け出なければならない。

(入学の許可)

- 5 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(合格の取り消し)

- 6 第 1 項に定めた所定の期日までに入学手続きを完了しない者については、合格を取り消すことがある。

(転入学)

- 第 14 条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(再入学)

- 第 15 条 本学を退学した者および除籍となった者が再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 再入学の手続きについては、別に定める。

(転科)

- 3 本学学生が他の学科への転科を希望するときは、選考の上、1 年次への転科を許可することがある。
- 4 転科の手続きについては、別に定める。

(退学)

第 16 条 退学を希望する者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することができない者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

- 4 休学許可期間満了の者、または休学期間中にその理由が消滅した者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(2 重学籍の禁止)

第 19 条 学生は、在籍する学科以外の学科に同時に在籍することはできない。

- 2 学生は、他の大学及び短期大学の正規の課程に同時に在学することはできない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- 1 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
ただし、同条第 3 項に該当する場合は、6 年を超えてはならない。
- 2 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 授業料の納付を怠り、督促してもなお 6 ヶ月以上納付しない者
- 4 死亡、2 年以上にわたり連絡がとれないなど行方不明の者

第5章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第21条 本学に設ける授業科目及び単位数等は別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目、保育士資格に関する科目、司書に関する科目、介護職員初任者研修に関する科目、レクリエーション・インストラクターに関する科目を置く。

2 授業科目及び単位数等は次のとおりとする。

教職に関する科目、別表第2

保育士資格に関する科目、別表第3

司書に関する科目、別表第4

介護職員初任者研修に関する科目、別表第5

レクリエーション・インストラクターに関する科目、別表第6

(授業期間)

第23条 教育を行う期間は定期試験なども含め、年間35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の一により計算するものとする。

1 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

2 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については45時間の授業をもって1単位とする。

4 教育実習の事前事後指導については、15時間の講義をもって1単位とし、幼稚園等における実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする。

5 保育実習の事前事後指導については、30時間の演習をもって1単位とし、施設(保育所を含む)における実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする。

6 卒業研究については30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の細則)

第 25 条 各授業科目については、本学の教育理念及び関連諸法令を踏まえ、教育効果等を考慮して、授業担当者が授業内容その他受講に必要な事項を決定し、授業概要に示す。

(授業の方法)

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 第 2 項の授業の一部を、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修登録)

- 6 学生は毎学年度及び毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 7 学生は前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはいきない。

(単位修得の認定)

- 8 認定に必要な授業科目の履修時数については、学則に定める授業時数の 3 分の 2 以上であることを原則とする。
- 9 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 10 前項の試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験・実習・実技による科目は、実験・実習・実技の成績によることができる。
- 11 幼児教育学科における教育実習及び保育実習と各事前事後指導の履修方法、単位修得の認定については別に定める。

(追試験)

- 12 疾病、その他やむを得ない事由により、前項の試験に欠席した者は、理由を証明する書類を添えて申し出ることにより、追試験の受験を許可することがある。

(学習の評価)

第 26 条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

- 第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、幼児教育学科の学生は別表第1イの、総合文化学科の学生は別表第1ロに定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第3項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

- 第28条 本学に2年以上在学し、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

- 第29条 前条により卒業を認定された者には、学位授与の基本方針に基づき、短期大学士の学位を授与する。
- 2 学位について必要な事項は別に定める。

(免許状の取得)

- 第30条 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

(学科)	(免許状)
------	-------

幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状
--------	------------

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1及び同施行規則（昭和29年文部省令第26号）第5条、第6条及び第66条の6に基づく単位を履修しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第2イのとおりである。

(資格の取得)

- 第31条 本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。

(学科)	(資格)
------	------

幼児教育学科	保育士資格
	介護職員初任者研修
	レクリエーション・インストラクター資格

総合文化学科 図書館司書資格

介護職員初任者研修

- 2 保育士資格を取得しようとする者は第 27 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号）を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 3 のとおりである。
- 3 図書館司書資格を取得しようとする者は別表第 4 に定めるところの単位を修得しなければならない。
- 4 介護職員初任者研修を修了しようとする者は第 27 条の規定によるほか、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）及び介護保険法施行規則第 22 条 23 の第 2 項に規定する「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 219 号）及び長野県介護職員初任者研修指定要綱第 3 条に基づいた長野県介護職員初任者研修指定基準に基づく科目及び単位を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 5 である。
- 5 レクリエーション・インストラクター資格を取得しようとする者は別表第 6 に定めるところの単位を修得しなければならない。

（他の短期大学または大学における授業科目の履修等）

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学の科目等履修生制度もしくは、協議に基づく単位互換制度によって履修した授業科目について、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
 - 1 別表第 2 の専門科目は他の短期大学または大学が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
 - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学または大学が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
 - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学または大学、指定保育士養成施設ではない短期大学または大学で取得した専門科目の単位は、教養科目として取り扱うことができる。
- 3 学生が外国の短期大学または大学に留学した場合、前項の規定を準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第 34 条第 3 項の単位数と合

わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
 - 1 別表第 2 の専門科目は他の短期大学の専攻科が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
 - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学の専攻科が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
 - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学の専攻科、指定保育士養成施設ではない短期大学の専攻科で取得した専門科目の単位は教養科目として取り扱うことができる。
 - 4 高等専門学校の専攻科で取得した科目の単位はすべて教養科目として取り扱うことができる。
- 3 第 1 項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が単位を認定する。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項について幼児教育学科の学生に適用しようとする場合は、第 32 条第 2 項及び第 33 条第 2 項を準用する。

(他学科履修)

- 5 学生は他の学科の授業科目について、履修することができる。
- 6 前項についてはこれを別に定める。

第7章 学生納付金及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び学生納付金)

第35条 本学の入学検定料、入学金及び学生納付金（授業料・施設設備費）については別表Aに定める。

- 2 転科、転入学、再入学の検定料については別に定める。

(入学金及び学生納付金の納入)

第36条 入学金及び学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(学期中途の退学または除籍者の学生納付金)

第37条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の学生納付金は徴収する。

(停学期間中の学生納付金)

- 2 停学期間中の学生納付金は徴収する。

(休学の場合の学生納付金)

- 3 休学を許可された者については、許可された休学期間中の学生納付金を免除する。

(復学の場合の学生納付金)

- 4 学期の途中で復学したときは、復学した月から当該期末までの学生納付金を、復学した月に納付しなければならない。

(学期途中で卒業する場合の学生納付金)

- 5 学期の途中で卒業する者は、卒業する見込みの月までの学生納付金を納付しなければならない。

(細則の委譲)

第38条 第35条、第36条、第37条に関する規程は別に定める。

(その他の費用)

第 39 条 第 35 条の学生納付金のほかに、授業及び学内外での活動に必要な費用（実習費、教材・材料費、検査費用、用紙代、研修費など）は、別に通知して実費徴収することがある。

- 2 証明書の種類及び交付手数料については別に定め、学生便覧及び交付窓口に交付手数料を示し、申請時に徴収する。

(納付金の不返付)

第 40 条 既に納付した本章に定める費用は原則として返付しない。

- 2 入学手続きの完了した入学前の者が、入学の手続きを取り消す旨を 3 月 31 日までに申し出た場合、既に納付した学生納付金は返付する。

第 8 章 職員組織

(職員)

第 41 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会について必要な事項は別に定める。

第 10 章 帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生

(帰国子女及び社会人)

第 43 条 帰国子女及び社会人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 帰国子女及び社会人の志願者に対する必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

2 外国人留学生には、本学則を準用する。

(委託生)

3 官公庁等関係機関の委嘱で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が委託生として入学を許可することがある。

4 委託生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

2 委託生には、本学則を準用する。

第 11 章 長期履修学生

(長期履修学生)

第 45 条 第 5 条に規定する年限を超えて履修を希望する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生の在学期間は、3 年以上 6 年以内とする。

3 長期履修学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

2 長期履修学生には、本学則を準用する。

第 12 章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第 46 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、第 25 条及び第 26 条を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生及び科目等履修生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

4 科目等履修生として、幼児教育学科において幼稚園教諭二種免許状または保育士資格を取得しようとする者について必要な事項は別に定める。

2 科目等履修生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

(研究生)

第 47 条 本学において、特定の事項につき研究を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生及び研究生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。

2 研究生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

第13章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(退学処分)

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなく、出席が常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 図書館

(図書館)

第50条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

第15章 学術研究所

(学術研究所)

第51条 本学に学術研究所を設ける。

2 学術研究所について必要な事項は別に定める。

第16章 研究・教育施設

(その他の研究・教育施設)

第52条 第50条、第51条によるもののほか、本学に研究・教育発展のために必要な施設を置く。

- 2 学長室を指定保育士養成施設所長室とする。
- 3 研究・教育施設に必要な事項は別に定める。

第 17 章 厚生・補導施設

(厚生、補導施設)

第 53 条 本学に保健室を置く。

- 2 前項によるもののほか、本学に厚生、補導のための施設を置く。
- 3 前 3 項の厚生、補導のための施設について必要な事項は別に定める。

第 18 章 特待生

(特待生)

第 54 条 人物、学業または実技の優秀な学生に対して、選考の上、特待生として授業料の全部または一部を免除することがある。

- 2 入学年度に特待生を希望する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て学長が決定する。

第 19 章 公開講座

(公開講座)

第 55 条 本学では公開講座を設けることがある。

附 則

- 1 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 3 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 4 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 5 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 8 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 9 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 13 この学則は、平成元年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

- 15 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 18 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 19 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 20 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 21 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 22 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 23 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 24 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 25 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 26 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 27 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

ただし、第 26 条及び第 27 条については平成 18 年 2 月 1 日から一部改正施行する。

- 28 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 29 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 30 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 31 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 32 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 33 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 34 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 35 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 36 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 37 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 38 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 39 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 40 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 41 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 42 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 43 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

第 51 条 学術研究所については、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

- 44 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

45 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この学則の学生定員については、令和 8 年の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用する。

(別表 A)

学則第 35 条に基づき、授業料その他納付金の金額を次に定める。

	1 年次	2 年次
入 学 検 定 料	30,000	—
入 学 金 (入 学 時 の み)	250,000	—
授 業 料	690,000	690,000
施 設 設 備 費	300,000	300,000

入学金の特別減免制度についてはこれを別に定める。

委託生については、入学検定料を免除することができる。

(別表 B)

学則第 46 条 3 項に基づき、科目等履修生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	一 般	本学卒業生
検 定 料	5,000	5,000
登 録 手 数 料 (1 科 目)	2,000	2,000
授 業 料 (講 義 系 1 単 位)	10,000	5,000
授 業 料 (演 習 系 1 単 位)	20,000	10,000

(別表 C)

学則第 47 条 2 項に基づき、研究生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	金 額	本学卒業生
検 定 料	10,000	10,000
入 学 金	20,000	0
授 業 料	120,000	120,000

音楽に関する研究をする場合は、特別演習費を年 30,000 円納入する。

(別表 D)

学則第 45 条第 3 項に基づき、長期履修学生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

入学検定料	1 回払	30,000							
入学金	1 回払	250,000							
			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	合 計
授業料	3 年払	前期	230,000	230,000	230,000				1,380,000
		後期	230,000	230,000	230,000				
	4 年払	前期	172,500	172,500	172,500	172,500			
		後期	172,500	172,500	172,500	172,500			
	5 年払	前期	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000		
		後期	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000		
	6 年払	前期	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	
		後期	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	
施設設備費	3 年払	前期	100,000	100,000	100,000				600,000
		後期	100,000	100,000	100,000				
	4 年払	前期	75,000	75,000	75,000	75,000			
		後期	75,000	75,000	75,000	75,000			
	5 年払	前期	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
		後期	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
	6 年払	前期	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		後期	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
合 計								2,230,000	

別表第1 教育課程および卒業に要する最低取得単位数

イ 幼児教育学科

No.1

	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
共通教育科目	スタディスキル	2		左記4科目から2単位選択必修(それぞれⅠ・Ⅱとも履修)
	キャリアアップⅠ	2		
	キャリアアップⅡ	2		
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	英会話Ⅰ		1	
	英会話Ⅱ		1	
	情報基礎Ⅰ	1		
	情報基礎Ⅱ		1	
	体育理論	1		
	生涯スポーツ実技	1		
	人間と自然環境		2	
	くらしとこころ		2	
	くらしと憲法		2	
	くらしと経済		2	
	グローバル・コミュニケーション		2	
	韓国語と文化		2	
	中国語と文化		2	
	他大学連携科目		2	
	海外研修認定科目		2	
	哲学と人間		2	
	宗教と人間		2	
	文学と人間		2	
	芸術と文化		2	
	デザイン基礎		2	
	デザインⅠ		2	
デザインⅡ		2		
デザインⅢ		2		
卒業に要する単位数	9	9		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
保 育 原 理		2	
教 育 原 理	2		
子 ども 家 庭 福 祉	2		
社 会 福 祉		2	
子 ども 家 庭 支 援 論		2	
社 会 的 養 護 I		2	
保 育 者 論		2	
幼 児 の 健 康	1		
幼 児 の 環 境 と 人 間 関 係	2		
幼 児 の 言 葉	1		
幼 児 の 表 現	1		
子 ども と 生 涯 学 習		2	
発 達 心 理 学	2		
子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学		2	
子 ども の 理 解 と 援 助		1	
幼 児 理 解 と 教 育 相 談		2	
子 ども の 保 健		2	
子 ども の 食 と 栄 養 I		1	
子 ども の 食 と 栄 養 II		1	
乳 幼 児 心 理 学		2	
児 童 心 理 学		2	
障 害 者 福 祉		2	
老 人 福 祉		2	
ケ ー ス ス タ デ ィ 演 習		1	
教 育 課 程 論		2	
保 育 内 容 総 論	1		
健 康 の 指 導 法		1	
人 間 関 係 の 指 導 法		1	
環 境 の 指 導 法		1	
言 葉 の 指 導 法		1	
表 現 の 指 導 法		1	
幼 児 教 育 指 導 法	2		
児 童 文 化 I		1	
児 童 文 化 II		1	
子 育 て と 地 域 環 境 I		1	
子 育 て と 地 域 環 境 II		1	
自 然 保 育 I		1	
自 然 保 育 II		1	
乳 児 保 育 I		2	
乳 児 保 育 II		1	
子 ども の 健 康 と 安 全		1	
特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 I		1	
特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 II		1	

専
門
科
目

	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
	保育教材と指導計画の研究		2	
	保育者とことば		2	
	介護概論		2	
	介護演習Ⅰ		1	
	介護演習Ⅱ		2	
	キーボード・ソルフェージュⅠ	1		
	キーボード・ソルフェージュⅡ		1	
	キーボード・ソルフェージュⅢ		1	
	キーボード・ソルフェージュⅣ		1	
	ピアノ演習Ⅰ		1	
	ピアノ演習Ⅱ		1	
	ピアノ演習Ⅲ		1	
	音楽基礎	1		
	音楽アンサンブル		1	
	音楽演習Ⅰ		1	
	音楽演習Ⅱ		1	
	音楽演習Ⅲ		1	
	図画工作	1		
	図画工作演習		1	
	美術表現Ⅰ		1	
	美術表現Ⅱ		1	
	自然素材と造形		1	
	子どもの体づくり	1		
	レクリエーション実技		1	
	野外活動		1	
	基礎ゼミナール	1		
	卒業研究ゼミナールⅠ	1		
	卒業研究ゼミナールⅡ	1		
	保育・教職実践演習(幼)		2	15時間で1単位の演習科目とする。
	教育実習		5	
	保育実習Ⅰ(保育所)		2	
保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導		1		
保育実習Ⅰ(施設)		2		
保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導		1		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習Ⅱ事前事後指導		1		
保育実習Ⅲ		2		
保育実習Ⅲ事前事後指導		1		
卒業に要する単位数	21	23		
合計		62		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
共 通 教 育 科 目	スタディスキル	2		2単位選択必修（それぞれⅠ・Ⅱとも履修）
	キャリアアップⅠ	2		
	キャリアアップⅡ	2		
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	英会話Ⅰ		1	
	英会話Ⅱ		1	
	情報基礎Ⅰ	1		
	情報基礎Ⅱ		1	
	体育理論	1		
	生涯スポーツ実技	1		
	人間と自然環境		2	
	くらしとこころ		2	
	くらしと憲法		2	
	くらしと経済		2	
グローバル・コミュニケーション		2		
韓国語と文化		2		
中国語と文化		2		
他大学連携科目		2		
海外研修認定科目		2		
哲学と人間		2		
宗教と人間		2		
文学と人間		2		
芸術と文化		2		
デザイン基礎		2		
デザインⅠ		2		
デザインⅡ		2		
デザインⅢ		2		
卒業に要する単位数	9	9		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専	基礎ゼミナールⅠ	1		
	基礎ゼミナールⅡ	1		
	卒業研究ゼミナールⅠ	1		
	卒業研究ゼミナールⅡ	1		
	日本語学入門	2		
	日本語の研究Ⅰ		2	
	日本語の研究Ⅱ		2	
	日本語の研究Ⅲ		2	
	日本語教育 ー異文化理解入門ー		2	
	日本語教育の研究		2	
門	言語表現技術		2	
	日本文学入門	2		
	近代文学を読む		2	
	古典文学を読む		2	
	物語の世界		2	
	詩歌の世界		2	
	中国文学の世界		2	
	日本語表現	2		
	世界の児童文学		2	
	科	書の基本Ⅰ		1
書の基本Ⅱ			1	
アメリカ文化リーディング			1	
英語コミュニケーション			1	
プレゼンテーション演習			1	
コンピュータ・グラフィックス			1	
身体表現			1	
朗読の世界			2	
信州総合学 ー観光と地域文化ー		2		
文化学への招待			2	
目	文化学の研究		2	
	日本のサブカルチャー		2	
	茶道（裏千家）Ⅰ		1	
	茶道（裏千家）Ⅱ		1	
	食文化研究		2	
	文学と映像		2	
	ファッション文化論		2	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専	ホスピタリティ入門	2		
	ホスピタリティ論		2	
	心理学入門		2	
	人間関係の心理学		2	
	臨床心理学		2	
	セラピー入門		2	
	ボランティア論		2	
	ブライダル総論		2	
	ブライダル産業論		2	
	ブライダルコーディネート		2	
門	ウェディング・プロデュースI		1	
	ウェディング・プロデュースII		1	
	サービスマーケティング		2	
	フラワーデザイン		1	
	フラワーコーディネート演習		1	
	色彩文化論		2	
	色彩コーディネート		2	
	パーソナルカラー		2	
	生涯学習論		2	司書課程「生涯学習概論」読替
	図書館概論		2	
科	図書館情報技術論		2	
	図書館制度・経営論		2	
	図書館サービス概論		2	
	情報サービス論		2	
	児童と図書館		2	司書課程「児童サービス論」読替
	情報サービス演習I		1	
	情報サービス演習II		1	
	図書館情報資源概論		2	
	情報資源組織論		2	
	情報資源組織演習I		1	
目	情報資源組織演習II		1	
	図書館サービス特論		1	
	図書館情報資源特論		1	
	図書・図書館史		1	
	図書館施設論		1	
	図書館総合演習		1	
	図書館実習		1	
	学校図書館サービス論		2	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	医 療 事 務 I		2	
	医 療 事 務 II		2	
	医 学 概 論		2	
	秘 書 概 論		2	
	秘 書 実 務		1	
	簿 記 I		2	
	簿 記 II		2	
	情 報 ス キ ル I		1	
	情 報 ス キ ル II		1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ		1	
卒業に要する単位数		14	30	
合計		62		

別表第2 教員免許状を取得するために履修すべき授業科目および最低単位数
イ 幼稚園教諭2種免許状

No.1

授 業 科 目	単位数		備 考	
	必修	選択		
共通教育科目	スタディスキル		2	左記科目から12単位以上を選択必修
	キャリアアップⅠ		2	
	キャリアアップⅡ		2	
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	人間と自然環境		2	
	くらしとこころ		2	
	くらしと経済		2	
	グローバル・コミュニケーション		2	
	韓国語と文化		2	
	中国語と文化		2	
	他大学連携科目		2	
	海外研修認定科目		2	
	哲学と人間		2	
	宗教と人間		2	
	文学と人間		2	
	芸術と文化		2	
	デザイン基礎		2	
	デザインⅠ		2	
	デザインⅡ		2	
デザインⅢ		2		
くらしと憲法	2			
英会話Ⅰ	1			
英会話Ⅱ	1			
情報基礎Ⅰ	1			
情報基礎Ⅱ	1			
体育理論	1			
生涯スポーツ実技	1			
小計	8	12		
専門的事項	幼児の健康	1		
	幼児の環境と人間関係	2		
	幼児の言葉	1		
	幼児の表現	1		
	小計	5		
※1	児童文化Ⅰ		1	同名科目のⅠ・Ⅱを選んで、2単位選択必修
	児童文化Ⅱ		1	
	子育てと地域環境Ⅰ		1	
	子育てと地域環境Ⅱ		1	
	自然保育Ⅰ		1	
	自然保育Ⅱ		1	
	小計		2	

※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保 育 内 容 総 論	1	
	健 康 の 指 導 法	1	
	人 間 関 係 の 指 導 法	1	
	環 境 の 指 導 法	1	
	言 葉 の 指 導 法	1	
	表 現 の 指 導 法	1	
小 計	6		
教育の基礎的理解に関する科目	教 育 原 理	2	
	保 育 者 論	2	
	発 達 心 理 学	2	
	特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 I	1	
	特 別 ニ ー ズ 保 育 ・ 教 育 II	1	
	教 育 課 程 論	2	
	幼 児 教 育 指 導 法	2	
	幼 児 理 解 と 教 育 相 談	2	
	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 (幼)	2	15時間で1単位の演習科目とする。
	教 育 実 習	5	
小 計	21		
その他の専門科目			8
合計		62	

別表第3 保育士資格科目

No.1

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
共通教育科目	スタディスキル	講義		2	左記科目から14単位以上を選択必修
	キャリアアップⅠ	講義		2	
	キャリアアップⅡ	講義		2	
	英 語 Ⅰ	演習		1	
	英 語 Ⅱ	演習		1	
	情 報 基 礎 Ⅰ	演習		1	
	情 報 基 礎 Ⅱ	演習		1	
	人間と自然環境	講義		2	
	くらしとこころ	講義		2	
	くらしと憲法	講義		2	
	くらしと経済	講義		2	
	グローバル・コミュニケーション	講義		2	
	韓国語と文化	講義		2	
	中国語と文化	講義		2	
	他大学連携科目	講義		2	
	海外研修認定科目	講義		2	
	哲学と人間	講義		2	
	宗教と人間	講義		2	
	文学と人間	講義		2	
	芸術と文化	講義		2	
	デザイン基礎	演習		2	
	デザインⅠ	演習		2	
	デザインⅡ	演習		2	
	デザインⅢ	演習		2	
	英 会 話 Ⅰ	演習	1		
	英 会 話 Ⅱ	演習	1		
	体 育 理 論	講義	1		
	生涯スポーツ実技	実技	1		
小計			4	14	

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	講義	2		
	教 育 原 理	講義	2		
	子 ども 家 庭 福 祉	講義	2		
	社 会 福 祉	講義	2		
	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	2		
	社 会 的 養 護 I	講義	2		
	保 育 者 論	講義	2		
	幼 児 の 健 康	講義		1	
	幼 児 の 環 境 と 人 間 関 係	講義		2	
	幼 児 の 言 葉	講義		1	
	幼 児 の 表 現	講義		1	
保育の対象の理解に関する科目	発 達 心 理 学	講義	2		
	子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学	講義	2		
	子 ども の 理 解 と 援 助	演習	1		
	子 ども の 保 健	講義	2		
	子 ども の 食 と 栄 養 I	演習	1		
	子 ども の 食 と 栄 養 II	演習	1		
	乳 幼 児 心 理 学	講義		2	
	児 童 心 理 学	講義		2	
	幼 児 理 解 と 教 育 相 談	講義		2	
保育の内容・方法に関する科目	教 育 課 程 論	講義	2		
	保 育 内 容 総 論	演習	1		
	健 康 の 指 導 法	演習	1		
	人 間 関 係 の 指 導 法	演習	1		
	環 境 の 指 導 法	演習	1		
	言 葉 の 指 導 法	演習	1		
	表 現 の 指 導 法	演習	1		
	児 童 文 化 I	演習		1	「児童文化」または「子育てと地域環境」または「自然保育」を選択し、I・IIセットで2単位選択必修
	児 童 文 化 II	演習		1	
	子 育 て と 地 域 環 境 I	演習		1	
	子 育 て と 地 域 環 境 II	演習		1	
	自 然 保 育 I	演習		1	
	自 然 保 育 II	演習		1	
	乳 児 保 育 I	講義	2		
	乳 児 保 育 II	演習	1		
	子 ども の 健 康 と 安 全	演習	1		
	特 別 ニーズ 保 育 ・ 教 育 I	演習	1		
特 別 ニーズ 保 育 ・ 教 育 II	演習	1			

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
保育の内容・方法に関する科目	社会的養護Ⅱ	演習	1		
	子育て支援	演習	1		
	キーボード・ソルフェージュⅠ	演習		1	
	音楽基礎	演習		1	
	図画工作	演習		1	
	子どもの体づくり	演習	1		
	図画工作演習	演習		1	
	幼児教育指導法	講義		2	
	保育教材と指導計画の研究	講義		2	
保育実習	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2		「保育実習Ⅱ」と「同・事前事後指導」または「保育実習Ⅲ」と「同・事前事後指導」のいずれかを3単位履修し選択必修とする。
	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導	演習	1		
	保育実習Ⅰ(施設)	実習	2		
	保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導	演習	1		
	保育実習Ⅱ	実習		2	
	保育実習Ⅱ事前事後指導	演習		1	
	保育実習Ⅲ	実習		2	
保育実習Ⅲ事前事後指導	演習		1		
総合演習	保育・教職実践演習(幼)	演習	2		
小計			49	11	選択科目は11単位以上(「児童文化Ⅰ・Ⅱ」または「子育てと地域環境Ⅰ・Ⅱ」または「自然保育Ⅰ・Ⅱ」のいずれかと、「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」のいずれかと、その「事前事後指導」を含む)
計			53	25	

別表第4 図書館司書科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
生涯学習概論	2		
図書館概論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習Ⅰ	1		
情報サービス演習Ⅱ	1		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習Ⅰ	1		
情報資源組織演習Ⅱ	1		
図書・図書館史		1	
図書館サービス特論		1	
図書館情報資源特論		1	
図書館施設論		1	
図書館総合演習		1	
図書館実習		1	
計	22	2	(24単位以上)

別表第5 介護職員初任者研修課程科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択	
障 害 者 福 祉	講義	2		
老 人 福 祉	講義	2		
介 護 概 論	講義	2		
介 護 演 習 I	演習	1		
介 護 演 習 II	演習	2		
合 計		9		

上記科目を履修後、介護に関する実習（施設での見学実習・介護実習、在宅サービス現場実習）を必要に応じて行います。

別表第6 レクリエーション・インストラクター資格科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択必修	
体 育 理 論	講義	1		
子 ども の 体 づ くり	演習	1		
レクリエーション実技	演習	1		
生涯スポーツ実技	実技	1		
教育実習または保育実習	講・実	1		
児 童 文 化 I	演習		1	「児童文化Ⅰ・Ⅱ」、「自然保育Ⅰ・Ⅱ」または「子育てと地域環境Ⅰ・Ⅱ」をセットで2単位選択必修
児 童 文 化 II	演習		1	
自 然 保 育 I	演習		1	
自 然 保 育 II	演習		1	
子 育 て と 地 域 環 境 I	演習		1	
子 育 て と 地 域 環 境 II	演習		1	
合 計		5	2	

1 学則を変更する事由及び変更点

▼収容定員の変更

この度、上田短期大学の学則において収容定員の変更を行い教育体制の充実を目指したいと考えている。

①幼児教育学科の入学定員を 100 名から 65 名に変更する。

②総合文化学科の入学定員を 80 名から 75 名に変更する。

▼収容定員の変更の事由

①、②ともに、近年の志願状況を勘案したものである。

過去 3 年間の入学定員充足率の平均が、幼児教育学科 52.7%、総合文化学科 78.3% であることから、各学科の入学定員を幼児教育学科 65 名、総合文化学科 75 名に変更することが適正であると考えられるためである。

2 変更時期

令和 8 年 4 月 1 日

3 学則の新旧対照表

別紙のとおり

学則の新旧対照表

旧	新																		
(学科及び学生定員)	(学科及び学生定員)																		
第4条	第4条																		
<p>本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(学科)</th> <th style="text-align: center;">(入学定員)</th> <th style="text-align: center;">(収容定員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育学科</td> <td style="text-align: center;"><u>100名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200名</u></td> </tr> <tr> <td>総合文化学科</td> <td style="text-align: center;"><u>80名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> </tbody> </table>	(学科)	(入学定員)	(収容定員)	幼児教育学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>	総合文化学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>	<p>本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(学科)</th> <th style="text-align: center;">(入学定員)</th> <th style="text-align: center;">(収容定員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育学科</td> <td style="text-align: center;"><u>65名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>130名</u></td> </tr> <tr> <td>総合文化学科</td> <td style="text-align: center;"><u>75名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>150名</u></td> </tr> </tbody> </table>	(学科)	(入学定員)	(収容定員)	幼児教育学科	<u>65名</u>	<u>130名</u>	総合文化学科	<u>75名</u>	<u>150名</u>
(学科)	(入学定員)	(収容定員)																	
幼児教育学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>																	
総合文化学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>																	
(学科)	(入学定員)	(収容定員)																	
幼児教育学科	<u>65名</u>	<u>130名</u>																	
総合文化学科	<u>75名</u>	<u>150名</u>																	
<p>附 則</p> <p>本学は、<u>令和7年4月1日から</u>大学名称を「上田女子短期大学」から「上田短期大学」と改め、この学則を一部改正施行する。</p> <p>この学則の<u>開設授業科目は、令和7年の</u>入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この学則は、<u>令和8年4月1日から</u>一部改正施行する。</p> <p>この学則の<u>学生定員については、令和8年の</u>入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用する。</p>																		

上田短期大学 学則変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

本学の幼児教育学科及び総合文化学科について、入学定員・収容定員を令和 8 年度より下記のとおり変更する。

学科	入学定員	収容定員
幼児教育学科	100→65 (△35)	200→130 (△70)
総合文化学科	80→75 (△5)	160→150 (△10)
短期大学計	180→140 (△40)	360→280 (△80)

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

上田短期大学は、建学以来、教育理念である「敬愛、勤勉、聡明」に拠って学生の高等教育にあたり、短期大学士の学位を持つ多くの卒業生を社会に送り出してきた。

幼児教育学科では幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的としながら、豊かな人間性も涵養し、社会貢献できる学生の育成を、総合文化学科では多種多様な職業の中から自分の進路を見出し、地域で活躍する有用な人材の育成を目指して、カリキュラムの構築をして、教育内容の充実に努めてきた。

しかしながら、近年の高等教育を取り巻く環境の変化から、入学定員・収容定員の充足率が低い状態が続いており、資格取得支援、カリキュラムの充実、広報活動の強化、入試制度の検討、奨学金制度の見直しなどを実施しているが、幼児教育学科、総合文化学科ともに直近何年にも渡り入学定員を充足させることができていない。そこで、幼児教育学科の入学定員を 35 名減員、総合文化学科の入学定員を 5 名減員し、大学全体の収容定員を 280 名に減員することとする。

上記の変更により両学科の収容定員充足率をともに 100%に近づけ、経営規模の適正化を図るとともに、教育内容の質の向上を図ることとする。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程

定員変更に伴う教育課程の変更は行わない。両学科のカリキュラムポリシーを再確認し、教育内容を損なうことがないよう配慮しつつ、今後も教育内容の充実のための見直しを行っていく。

(イ) 教育方法及び履修指導方法

教育方法と履修指導方法について、これまでと同様にきめ細やかな指導を実施するとともに、学生が学習成果を確実に習得するための教育方法の改善・充実に努める。

(ウ) 教員組織

教員組織において必要な教員数に変更はない。短期大学設置基準において十分な教員人員を確保できている。

(エ) 大学全体の施設・設備

大学の施設・設備についての変更はない。今後も教育環境の充実に努めていく。

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

(1) 学生確保の見通し

①定員充足の見込み

近年の入学者の推移〈資料1〉を見ても分かるように、両学科ともに入学定員を確保できていない。入学者は総合文化学科については80%近くになる年度もあるが、幼児教育学科については50%台に留まることが続いている。一般に地方の短期大学は、地元密着性が高く、立地地域からの学生がほとんどである。本学も基本的には同様であるが、〈資料2〉にあるように本学においては新潟県出身の学生が比較的多いのが特徴である。

〈資料3〉にあるように、2020年度はコロナ禍初年度でオープンキャンパスへの参加者が減少したが、その後は短大側の運営ノウハウの蓄積により、参加学生を戻しつつある。近年のオープンキャンパス参加者数と出願者数の状況を参照すると、新定員は適切であることが見込まれる。

さらに、〈資料4〉の長野、新潟両県の18歳人口の推移を見ても、今後10年間でかなりの減少があるが、高校生のニーズに沿った学びの提供及び丁寧な説明・募集活動により、両学科定員の見直しにより定員充足は十分達成可能であると思料される。

②定員充足の根拠となるデータの概要

〈資料1〉入学者の推移

入学年度	学科	入学定員	志願者数	受検者数	合格者数	入学者数	充足率
2021年度	幼児教育学科	120	93	93	93	87	72.5
	総合文化学科	60	58	58	58	57	95.0
	合計	180	151	151	151	144	80.0
2022年度	幼児教育学科	120	96	96	95	94	78.3
	総合文化学科	60	91	91	89	88	146.7
	合計	180	187	187	184	182	101.1
2023年度	幼児教育学科	100	58	58	58	57	57.0
	総合文化学科	80	69	69	69	68	85.0
	合計	180	127	127	127	125	69.4
2024年度	幼児教育学科	100	54	54	54	52	52.0
	総合文化学科	80	55	55	55	55	68.8
	合計	180	109	109	109	107	59.4
2025年度	幼児教育学科	100	49	49	49	49	49.0
	総合文化学科	80	66	66	65	65	81.3
	合計	180	115	115	114	114	63.3

直近3年 の平均	幼児教育学科	100	54	54	54	53	52.7
	総合文化学科	80	63	63	63	63	78.3
	合 計	180	117	117	117	116	64.1

〈資料1〉は過去5年の入学志願状況である。過去5年間の入学定員充足率は49.0%から146.7%であるが、特に直近3か年を平均してみると幼児教育学科52.7%、総合文化学科78.3%である。

〈資料2〉 本学入学学生の出身地比率

地 域	2023年度		2024年度		2025年度		直近3年の平均	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
長 野	114	91.2	103	96.3	108	94.7	108	93.6
新 潟	8	6.4	4	3.7	5	4.4	6	5.2
その他	3	2.4	0	0.0	1	0.9	1	0.9
合 計	125	100.0	107	100.0	114	100.0	115	100.0

〈資料2〉は本学入学学生の出身地比率である。本学の入学学生は関東甲信越地域からの入学者がほとんどである。なかでも従来から新潟県、特に上越地域からの入学者が多い。

〈資料3〉 オープンキャンパス参加者数推移

希望学科	2020	2021	2022	2023	2024	2025
幼児教育学科	157	206	212	202	250	230
総合文化学科	76	211	193	208	263	297
未 定	6	4	7	11	19	24
合 計	239	421	412	421	532	551
出願者	151	187	127	109	115	

〈資料3〉はオープンキャンパス参加者数の推移である。コロナ後は400名台の参加者であったが、2024年は回復の兆しが見え500名を超える参加者となり、本年度も12/4現在であるが昨年実数を上回る参加者となっている。

〈資料 4〉 長野県・新潟県の 18 歳人口推移

年	長野県	新潟県
2025 年	18,694	18,430
2026 年	18,280	18,314
2027 年	17,538	17,794
2028 年	17,576	18,051
2029 年	17,400	17,511
2030 年	16,848	17,127
2031 年	16,598	16,972
2032 年	16,575	16,364
2033 年	16,106	16,257
2034 年	15,420	15,429
減少数	▲3,229	▲3,001
減少率%	▲17.3	▲16.3

長野県・新潟県 HP より（減少率は 2034 年と 2025 年の比較）

(2) 学生確保のための具体的な取り組み

① 学科内容の充実

- ・ 幼児教育学科においては、学びの習熟度別にコース選択ができるよう、カリキュラムの検討をし、教育・保育現場とつながった生きた学びの実践ができるよう改革を進めている。総合文化学科においては、カリキュラムの大幅な見直しを行い、学びのフィールドを更に広げられるようになった。両学科、学びを充実させていくことで、定員充足に資するものと思料する。
- ・ 本学のキャッチフレーズ「創ろう！未来の自分 創ろう！地域と共に」にあるように、地域と繋がり、地域資源を活用できるようにしてきた。学科の学び・課外活動の学びを通し、想像する力やランドデザインを描く力（構想力等）を涵養していく。
- ・ 専門性を深めるだけでなく幅の広い学びを促すために、資格報奨金制度を設け学生たちの学びを活性化させている。また、幼児教育学科、総合文化学科共に公務員対策講座を受講しやすくするため、時間割に組み込むようにした。
- ・ 学習支援センターを開設・専門教員を配置し、学生の学びをサポートする体制を整えた。

② 入試広報活動

- ・ 受験生向けメディア及び Web・SNS の活用
昨今のスマートフォン等の普及による Web 広報を充実させ、LINE 個別相談、Instagram 等でのリアルタイムな投稿により、現役高校生との対話チャンネルを多様化している。
- ・ オープンキャンパス等の実施

年間 5 回のオープンキャンパスと 1 回のサマーセミナーを土曜開催で実施し、保護者も参加しやすい環境を提供している。また、学生スタッフの活動も活発であり、「学生が前面に出るオープンキャンパス」を心がけている。現役高校生からアンケートにて、質問しやすい雰囲気や親切な対応との回答を得ており、好評である。

今後も学生スタッフが主役となる独自色のあるオープンキャンパスを心がけ、現役短大生の生の姿や学び・活動を広報していく。

③入試制度改革等

- ・推薦特待生の他、資格特待生入試、SG 特待生入試といった選択肢を提供し、優秀な生徒の取り込みを行っている。
- ・総合型選抜入試の拡充

学力の 3 要素を図るためや高大接続の流れに沿った入試の実施。総合型選抜入試により、多様な人材がチャレンジしやすい環境を設定。入学後の学生の学びに活性化をもたらすと思料している。

〈資料5〉

上田短期大学 卒業生進路状況

①幼児教育学科

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
就職決定状況	卒業者	74	96	94	89	54
	就職希望者	70	90	93	82	48
	就職決定者	70	90	93	81	47
	就職決定率	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%	97.9%
	専門職比率	94.3%	94.4%	97.8%	98.8%	91.5%
就職先内容	幼稚園	9	11	7	8	4
	保育園	37	45	51	47	22
	認定こども園	10	9	12	15	9
	施設	8	17	18	10	7
	託児所等	2	3	3	0	1
	一般企業	4	5	2	1	4

②総合文化学科

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
就職決定状況	卒業者	65	57	68	82	63
	就職希望者	59	50	60	64	52
	就職決定者	59	48	59	63	52
	就職決定率	100.0%	96.0%	98.3%	98.4%	100.0%
就職先内容	建設業	0	0	1	0	2
	製造業	10	9	7	8	14
	情報通信業	0	0	0	0	1
	運輸業・郵便業	2	0	1	1	1
	卸売業・小売業	22	20	23	22	9
	金融業・保険業	3	3	1	2	1
	不動産業・物質賃貸業	3	0	0	0	0
	学術研究・専門・技術サービス業	0	0	2	1	0
	宿泊業・飲料サービス業	7	3	8	9	7
	生活関連サービス業・娯楽業	3	3	2	2	0
	教育・学修支援業	0	0	2	2	0
	医療・福祉	1	2	4	4	9
	複合サービス事業	1	1	4	4	2
	その他のサービス業	6	4	3	3	4
	公務	0	3	1	4	2
上記以外	0	0	0	1	0	

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

①幼児教育学科

幼児教育学科は、幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的とするものだが、併せて乳幼児の保育に関する基礎的教養の習得を促すことも目的としている。教育分野のなかでも、最も基本的な幼児教育や子どもの幸せを探求する児童福祉に関係ある教科を2年間で体系的に学習する。このなかで、幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術を習得するとともに、豊かな人間性も涵養し、卒業後は、有能な幼稚園教諭・保育士等として社会貢献できる人材を育成することを目指している。

②総合文化学科

総合文化学科は、多種多様な職業の中から自分の進路を見出して、地域社会で活躍する有能な人材の輩出を目指して、教養教育を重視した幅の広い教育内容を導入している。企業・ホテル・図書館・福祉の現場などにおいて活用し、活躍するための知識・技能などを、学生一人ひとりの目的に応じて修得することが可能なシステムを持ち、地域社会に愛着を持ち理解を深めることを実現する。カリキュラム全般をとおして、ホスピタリティ精神に裏付けられたコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の向上をめざし、表層的でない「教養」を身に付けることによって、「考える力」や「想像する力」を養うことを教育目標としている。

(2) 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

①幼児教育学科については、50年を超える歴史と実績を具えており、地元で専門職に就いている卒業生が多数いる。〈資料5〉にあるとおり、過去5年間の平均就職率は99.4%であり、そのうち専門職比率は過去5年間を平均して95.4%と、例年9割以上が保育士・幼稚園教諭・施設職員等の専門職に就いている。最近では都心からの求人も寄せられ、実際に就職をする卒業生も増えてきた。地元のみならず、幼児教育学科卒業生への需要と期待は高いことが伺え、定員変更後も高い就職率を期待できると推測している。

②総合文化学科については、多種多様な職業の中から自分の進路を見出すという目的に則して、〈資料5〉にあるとおり、幅広い分野への就職実績がある。また、就職決定率については、過去5年間を平均して98.5%と高い水準を維持している。幼児教育学科同様、定員変更後も高い就職率を維持できると推測している。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	コイケ アキラ 小池 明 <平成22年4月>		米国マサチューセッツ工 科大学大学院スローン・ スクール修了 (MBA)		上田女子短期大学学長 (平成22.4) 学校法人北野学園理事長 (平成27.4) ※小池産業株式会社取締役 (平成12.1) ※Kitano Arms Corporation取締役 (平成23.7) ※北野合同建物株式会社取締役会長 (平成30.6)